

第一種相続認定個人事業者申請書の提出書類と記載例 (R6.5版)

【申請書 (2部)】

『第一種相続認定個人事業者に係る認定申請書』(様式第8の5)

提出部数：2部

※省令改正により記名のみ(押印不要)で申請できるようになりました。

[注意]

- ・認定書は2部のうち1部を添付して交付します。
- ・2部ともホチキス止め又はクリップ止めしてください。
- ・県での確認時に誤記入等が発見された場合は、修正後のものに差替えていただきます。
- ・申請者控え、会計事務所控え等が必要な場合には、これとは別に作成してください(次の捨印対応の場合も同様)。

<捨印による修正対応をご希望される場合>

従来と同様に捨印(実印・認印)による修正対応も可能となりました。この場合は次のとおりご提出ください。

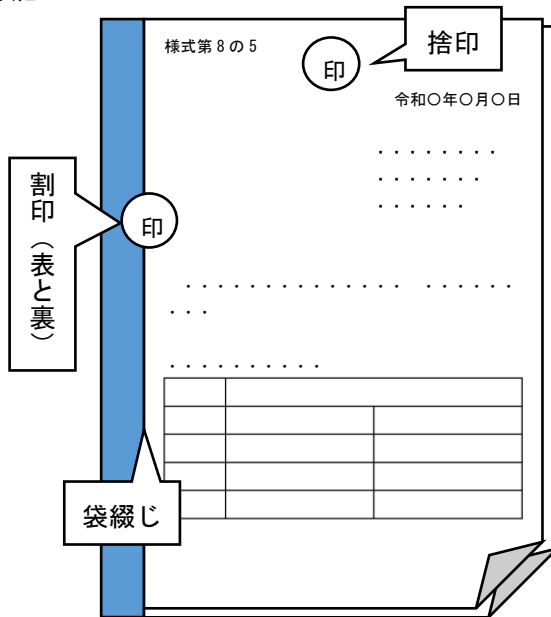
(捨印対応を希望される場合の副本)

提出部数：2部(正本1+副本1)

※正本は捨印のみ、副本は捨印・割印を押印

[注意]

- ・認定書は副本を添付して交付します。
- ・正本はホチキス止め又はクリップ止め可です。
- ・副本は別紙とともに袋綴じにして、表と裏に割印を押してください。
- ・捨印については、1枚目の上部余白の中央付近に押印してください(2枚目以降は不要です)。
- ・添付書類は袋綴じしないでください。



【添付書類 (各1部)】

1. 遺言書又は遺産分割協議書の写し

2. 相続税の見込額を記載した書類

○相続税の見込額及び納税猶予見込税額を記載した書類(様式自由)。

○相続税の申告書第1表、第8の2表及びその付表、第11表でも可。

[作成のポイント]

以下の事項が記載されていること。

- ・特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けるもの(特例事業用資産)の明細。
- ・相続税総額(見込額)及び納税猶予を受けようとする相続税額。

3. (個人事業承継者) 開業の届出書の写し

- ・税務署の受領印があること (電子申請の場合は受信通知も添付)。

4. (個人事業承継者) 青色申告承認申請書の写し 又は 青色申告の承認の通知の写し

- ・申請書の写しを添付する場合、税務署の受領印があること (電子申請の場合は受信通知も添付)。
- ・税務署への提出期限内に申請していること。

	区分	提出期限
(1)	相続開始の日がその年の1月1日から8月31日	相続開始の日から4か月以内
(2)	相続開始の日がその年の9月1日から10月31日	その年の12月31日
(3)	相続開始の日がその年の11月1日から12月31日	翌年2月15日

5. 先代事業者の相続開始の日の属する年の前年・前々年の青色申告書及び青色申告決算書の写し

[提出書類]

①青色申告書 (確定申告書B)

- ・確定申告書 第一表
- ・確定申告書 第二表

②所得税青色申告決算書の全て

- ・損益計算書
- ・給料賃金・専従者給与等の内訳
- ・減価償却費の計算
- ・貸借対照表
- ・その他の明細書

6. 特定事業用資産の移転等に係る認定経営革新等支援機関の確認書

以下の事項について、認定経営革新等支援機関の確認を受け、「特定事業用資産の移転等に係る認定経営革新等支援機関の確認書」(別紙含む)を発行してもらってください。

[確認事項]

- ・相続等により取得した特定事業用資産が、先代事業者がその事業の用に供していた特定事業用資産の全てであること。
- ・当該特定事業用資産のうち相続税の納税猶予制度(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みであること。
- ・当該事業に係る取引を記録し、かつ、帳簿書類の備え付けを行っていること(個人事業承継者が既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合には、区分整理をしていること)。

(認定経営革新等支援機関の方へ)

認定経営革新等支援機関における確認事務については、中小企業庁のホームページより、「認定経営革新等支援機関の事務について」及び「認定経営革新等支援機関における特定事業用資産等の確認マニュアル」をご覧ください。

特定事業用資産の移転等に係る認定経営革新等支援機関の確認書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

税理士法人○○○は、神奈川後継様の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項（同法施行規則第6条第16項第8号の事由に係るものに限ります。）」の認定要件について、神奈川後継様から提供された情報を基に、以下の通り確認しました。

ID番号 XXXXXXXXXXXXX  
 所在地 海老名市○○  
 認定経営革新等支援機関名 税理士法人○○○  
 電話番号 046-235-XXXX  
 代表者の氏名 ○○ ○○

1. 確認を受ける個人事業者について

個人事業承継者の氏名	神奈川 後継
個人事業承継者の住所	海老名市下今泉 705-1

※別紙「特定事業用資産の明細」も添付してください

※令和●年●月●日は、確認した日付（相続開始日以降）を記載してください。押印は不要です。

7. 個人事業承継者が事業に従事していたことを証する書面（事業従事誓約書）

相続の開始の直前において、特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に係る業務に従事していたことを誓約するものです（先代事業者が60歳未満で死亡した場合は不要）。

[作成のポイント]

- 個人事業承継者が従事していた事業が先代事業者の営む事業と日本標準産業分類上、中分類（中分類がない場合は大分類）において同区分（又は、従事していた業務の内容が、当該特定事業用資産に係る事業において行われる業務と同種又は類似のもの）であること。

誓約書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

住所 海老名市 705-1  
 氏名 神奈川 後継

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第16項第8号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、当該認定を受けようとする個人が、同施行規則第6条第16項第8号二に掲げる事項に該当することを誓約します。

記

- 先代事業者（被相続人）の氏名  
 神奈川 先代（住所：神奈川県海老名市 705-1）
- 先代事業者（被相続人）の営んでいた事業  
 プラスチック製品製造業（日本標準産業分類における分類：プラスチック製品製造業）
- 先代事業者の相続の開始の直前において、個人事業承継者が従事していた事業内容  
 プラスチック製品製造業（日本標準産業分類における分類：プラスチック製品製造業）

※令和●年●月●日は、認定申請日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

8. 性風俗関連特殊営業に該当しない旨の誓約書

相続の開始の時以後において、個人事業承継者が営む事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと等を誓約するものです。

[作成のポイント]

- ・日本標準産業分類は中分類（中分類がない場合は大分類）を記載してください。

誓 約 書	
令和●年●月●日	
神奈川県知事 殿	住所 海老名市 705-1 氏名 神奈川 後継
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第16項第8号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、当該認定を受けようとする事業が、相続の開始の時以後において、同法施行規則で規定する性風俗関連特殊営業に該当しないことを誓約します。	
記	
相続の開始の時以後において、個人事業承継者が営む事業内容 プラスチック製品製造業（日本標準産業分類における分類：プラスチック製品製造業）	

※令和●年●月●日は、認定申請日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

9. 先代事業者及び個人事業承継者の住民票の（除票の）写し（原本）

- ・相続の開始の日以降に取得したものであること。
- ・請求する際は、「死亡した者を含んだものが必要」である旨を伝えること。
- ・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。
- ・同一世帯全員の記載があるもの。

※先代事業者と個人事業承継者が同一世帯の場合には、1通の提出で構いません。

10. 個人事業承継計画及びその確認書の写し

- ・納税猶予申請と同時に申請する場合には確認書の写しは不要。

11. その他、認定の参考となる書類

- ・前年から相続等の時までの間に、資産又は負債に著しい増減があった場合には、その年から相続時までの試算表などを提出していただくことがあります。
- ・その他、認定の判断ができない場合、参考となる資料をいただくことがあります。

12. 認定書交付用のあて先が記入されている返信用レターパック等

- ・レターパック（推奨）又は配達記録を含む料金の切手（不足が生じないよう注意）を貼付した封筒（角2）。
- ・あて先については、認定申請の支援を行っている税理士・公認会計士事務所等でも構いません。

13. 連絡先・担当者の名刺、メモ、送付文など（電話番号、メールアドレス、担当者が分かるもの）

- ・認定申請の支援を行っている税理士・公認会計士事務所等でも構いません。

〔申請窓口（申請書提出先）〕

個人事業承継者の主たる事務所の所在地が神奈川県の方は、次の窓口（かながわ中小企業成長支援ステーション）宛にご郵送ください。なお、郵送のみの受付となります（消印有効）。

名 称	所 在 地	電 話
かながわ中小企業成長支援ステーション	〒243-0435 海老名市下今泉 705-1 (神奈川県立産業技術総合研究所内 2F)	046-235-5620

※ 申請窓口へ来訪し相談される場合は、事前の電話予約が必要です。

〔提出書類チェックリスト（第一種個人相続）〕

【申請書（2部）】

『第一種相続認定個人事業者に係る認定申請書』（様式第8の5）

⇒捨印による修正対応希望の場合、正本及び副本（袋綴じ）

【添付書類（各1部）】 ※申請書には添付しないでください。複数同時申請の場合、重複書類の省略は可です。

遺言書又は遺産分割協議書の写し

相続税の見込額を記載した書類

個人事業承継者の開業の届出書の写し

個人事業承継者の青色申告承認申請書の写し 又は 青色申告の承認の通知の写し

先代事業者の相続開始の日の属する年の前年・前々年の青色申告書及び青色申告決算書の写し

特定事業用資産の移転等に係る認定経営革新等支援機関の確認書

⇒「(別紙) 特定事業用資産の明細について」も添付

個人事業承継者が事業に従事していたことを証する書面（事業従事誓約書）

性風俗関連特殊営業に該当しない旨の誓約書

先代事業者及び個人事業承継者の住民票の（除票の）写し（原本）

⇒先代事業者と個人事業承継者が同一世帯の場合には1通で可

個人事業承継計画及びその確認書の写し（同時申請の場合は不要）

その他、認定の参考となる書類（必要な場合のみ）

返信用封筒（返信先を記載したレターパック等）


連絡先・担当者の名刺、メモ（電話番号、メールアドレス、担当者が分かるもの）

〔記載例〕

これはあくまで作成例です。

詳しくは経営承継円滑化法施行規則及び申請マニュアル等でご確認ください。

様式第 8 の 5



捨印対応を希望される場合は押印してください

第一種相続認定個人事業者に係る認定申請書

令和 6 年 7 月 1 日

神奈川県知事 殿

個人事業承継者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事あてに提出してください。

郵便番号 243-0435  
 住所 神奈川県海老名市下今泉 705-1  
 電話番号 046-235-5620  
 氏名 神奈川 後継

個人事業承継者が申請します。住所、氏名は、住民票の写しと同様の記載とします。

認定申請書を提出す日。  
 なお、申請の期限は相続開始の日の翌日から 8 ヶ月を経過する日です。  
 申請の期限が土日祝日の場合は、次の平日が期限となります。(当日消印有効)

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 6 条第 16 項第 8 号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記 のとおり申請します。

記

1 個人事業承継計画の確認について

施行規則第 17 条第 1 項 第 3 号の確認（施行規則第 18 条第 7 項又は第 8 項の変更の確認をした場合には変更後の確認）に係る確認事項	確認の有無		■有 □無（本申請と併せて提出）
	「有」 の場合	確認の年月日及び番号	令和 5 年 10 月 1 日 (企支第××××号)
		先代事業者の氏名	神奈川 先代
		個人事業承継者の氏名	神奈川 後継

個人事業承継計画を提出することができる期間は、令和 8(2026)年 3 月 31 日までです。  
 この間は、納税猶予の認定申請の際に併せて提出が可能です。

複数の事業を行っている場合、売上の一番多い事業について、製造業その他/卸売業/小売業/サービス業などが判別できるように記載してください。

2 第一種相続認定を受けようとする事業について

相続開始時の常時使用する従業員の数	5 人	主たる事業内容	プラスチック製品製造業
-------------------	-----	---------	-------------

3 被相続人及び第一種相続認定申請個人事業者について

相続開始日	令和 6 年 1 月 2 日
第一種相続申請基準日	令和 6 年 6 月 2 日
相続税申告期限	令和 6 年 11 月 2 日

第一種相続認定申請基準日とは、相続開始の日の翌日から 5 ヶ月を経過する日（応当日：曜日は関係しない）です。

相続開始の日の翌日から 10 ヶ月を経過する日（土日祝日の場合は、次の平日）が申告期限となります。

青色申告決算書の「給与賃金の内訳」と「専従者給与の内訳」の人数の合計を記載します。なお、正規従業員と比較して 4 分の 3 に満たない短時間労働者等は含みません。

被相続人	氏名	神奈川 先代	相続税の申告書に記載する被相続人(先代)の住民票(除票)の写しに記載された氏名・住所を記載してください。
	最後の住所	神奈川県海老名市下今泉 705-1	
	相続の開始の時の年齢	75 歳	
	相続開始日の属する年、その前年及びその前々年における青色申告書の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
第一種相続認定申請個人事業者	氏名	神奈川 後継	個人事業承継者の住民票の写しに記載された氏名・住所を記載してください。
	住所	神奈川県海老名市下今泉 705-1	
	相続開始日における年齢	46 歳	
	相続時における被相続人との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 直系卑属 <input type="checkbox"/> 直系卑属以外の親族 <input type="checkbox"/> 親族外	認定申請時までに開業の届出書を提出する必要があります。
	開業の届出書の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (令和6年1月5日提出) <input type="checkbox"/> 無	
	相続の直前における当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業への従事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (平成10年4月1日から従事) <input type="checkbox"/> 無	誓約書を添付してください。
	青色申告の承認の申請書の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (令和6年1月11日提出) <input type="checkbox"/> 無	認定申請時までに承認を受けている(又は受ける見込み)必要があります。
	下記の事項についての認定経営革新等支援機関の確認の有無。	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (令和6年5月30日確認) <input type="checkbox"/> 無	認定経営革新等支援機関が作成した確認書(別紙「特定事業用資産の明細」含む)を添付してください。
	被相続人が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て(*1)の相続又は遺贈により取得していること	/	
第一種相続申請基準日まで、(*1)のうち租税特別措置法第70条の6の10第1項の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を有し、かつ自己の事業の用に供している又は供する見込みであること			



「資産の帳簿価額の総額」は、青色申告決算書の貸借対照表の資産の部の合計額を記載します（ただし、①貸倒引当金、投資損失引当金などを計上している場合は、資産の帳簿価額の総額・特定個人事業資産の帳簿価額の合計から控除しないこと。②減価償却資産は、減価償却資産累計額を控除した後の価額を用いる（直接減価方式に合わせ計算））。

(別紙)

先代事業者の特定個人事業資産等について

先代事業者の相続発生年の前年における特定個人事業資産等に係る明細表

種別	内容	利用 状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	A社株式 20,000株		(1) 10,000円	(10) 100円
	B投資信託		20,000円	200円
不動産	現に自ら使用しているもの 海老名市下今泉705-1の土地200㎡	自己 使用	(2) 20,000,000円	(11) 0円
	同上の建物のうち1階部分(45㎡)		2,500,000円	
	上記に係る建物付属設備(電気工事一式)		500,000円	
	現に自ら使用していないもの 海老名市下今泉705-1の建物のうち2階部分(35㎡)	賃貸	(3) 2,000,000円	(12) 600,000円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	販売することを目的として有するもの		(4) -円	(13) -円
	販売することを目的としない有するもの		(5) -円	(14) -円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	販売することを目的として有するもの		(6) -円	(15) -円
	販売することを目的としない有するもの		(7) -円	(16) -円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産		(8) 500,000円	(17) 500円
	現金 当座預金		1,000,000円	0円
	先代事業者及び特別関係者（施行規則第1条第25項に掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	貸付金 (事業主貸)		(9) 1,000,000円

有価証券とは、金融商品取引法第2条第1項の有価証券及び第2項のみなし有価証券が該当します。  
内容欄は該当するもの全てを、銘柄ごとに分けて数量等を記載。帳簿価額は、期末簿価でそれぞれ金額を記載。運用収入欄は、期中の配当金等のほか、期中に売却した時の対価(売却益ではなく売却額)も含まれます。

不動産とは、土地、借地権、建物、建物と一体不可分の付属設備及び建物と同一視できる構築物が該当します（青色申告決算書の貸借対照表に計上されている資産に限ります）。  
内容欄は、上記に該当するもの全てを所在・面積及び種別が分かるよう具体的に記載してください。  
利用状況欄は、事業用として使用していることが分かるよう記載してください。  
運用収入欄は、期中の受取家賃のほか、期中に売却した時の対価(売却益ではなく売却額)も含まれます。

内容欄は種別毎に記載してください。運用収入欄は、預貯金の利子等を記載してください。

青色申告決算書の貸借対照表の「事業主貸」は事業主本人に対する貸付金となりますので、(9)欄に記載します。

特定個人事業資産の帳簿価額の合計額	(19)=(1)+(3)+(5)+(7)+ + (8)+(9) 4,530,000 円	特定個人事業資産の運用収入の合計額	(21)=(10)+(12)+(14)+(16)+(17)+(18) 601,800 円
資産の帳簿価額の総額	(20) 35,000,000 円	総収入金額	(22) 20,000,000 円
特定個人事業資産の帳簿価額等が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(23)=(19)/(20) 12.9%	特定個人事業資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(24)=(21)/(22) 3.0%

「総収入金額」は、青色申告決算書の損益計算書の「売上（収入）金額（雑収入を含む）」を記載してください。

70%以上の場合、「資産保有型事業」となり、認定を受けることができません。

75%以上の場合、「資産運用型事業」となり、認定を受けることができません。

やむを得ない事由により資産保有型事業又は資産運用型事業に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月頃